

医療機能情報提供制度に関する全国統一的な 検索サイトの構築に向けた進捗状況について

医療機能情報提供制度（平成19年4月～）

病院等に対して、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

創設前

〔病院等に関する
情報を入手する手段〕

- 病院等の広告
- インターネット等による広報
※ 病院等からの任意情報
- 院内掲示 等

〔視点〕

- ① 必要な情報を一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

現行制度

病
院
等

- 病院等の管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都
道
府
県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住
民

- 医療機能情報を病院等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

〔医療機能情報の具体例〕

- ① **管理・運営・サービス等に関する事項**（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② **提供サービスや医療連携体制に関する事項**（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容・在宅医療・介護サービス、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制（病院等以外との連携含む）等）
- ③ **医療の実績、結果等に関する事項**（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

医療機能情報提供制度に関するこれまでの経緯

時期	内容
平成18年（2006年）6月21日	<p>「良質な医療を提供する体制の確立を測るための医療法等の一部を改正する法律」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機能情報提供制度に関する規定（医療法第6条の3）を新設。
平成19年（2007年）4月1日	<p>「医療機能情報提供制度」の運用開始（「第五次改正医療法」施行）</p> <p>※ 都道府県ごとに閲覧システムを設けて医療機能情報を提供</p> <p>【現状の運用における課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン対応や外国語対応等、搭載機能に差がある ・県境の患者等は複数の都道府県の検索サイトの閲覧が必要 ・公表情報の粒度や内容の正確性に差があることへの懸念
令和元年（2019年）6月27日	<p>全国統一的な検索サイト（厚生労働省が管理）の構築計画を提示</p> <p>※「第13回 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」において報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の運用において明らかになった課題への対応。 ・規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において示された内容も考慮。 <p>【参考】規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定・抜粋） <u>調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の既存の調査との重複を整理し、NDBのレセプトデータ等から抽出できる情報の活用についての検討も行った上で、必要に応じ制度の見直しを行う。</u></p>
令和元年度（2019年度） 令和2年度（2020年度）	<p>全国統一的な検索サイトの構築に向けた調査研究事業を実施</p>

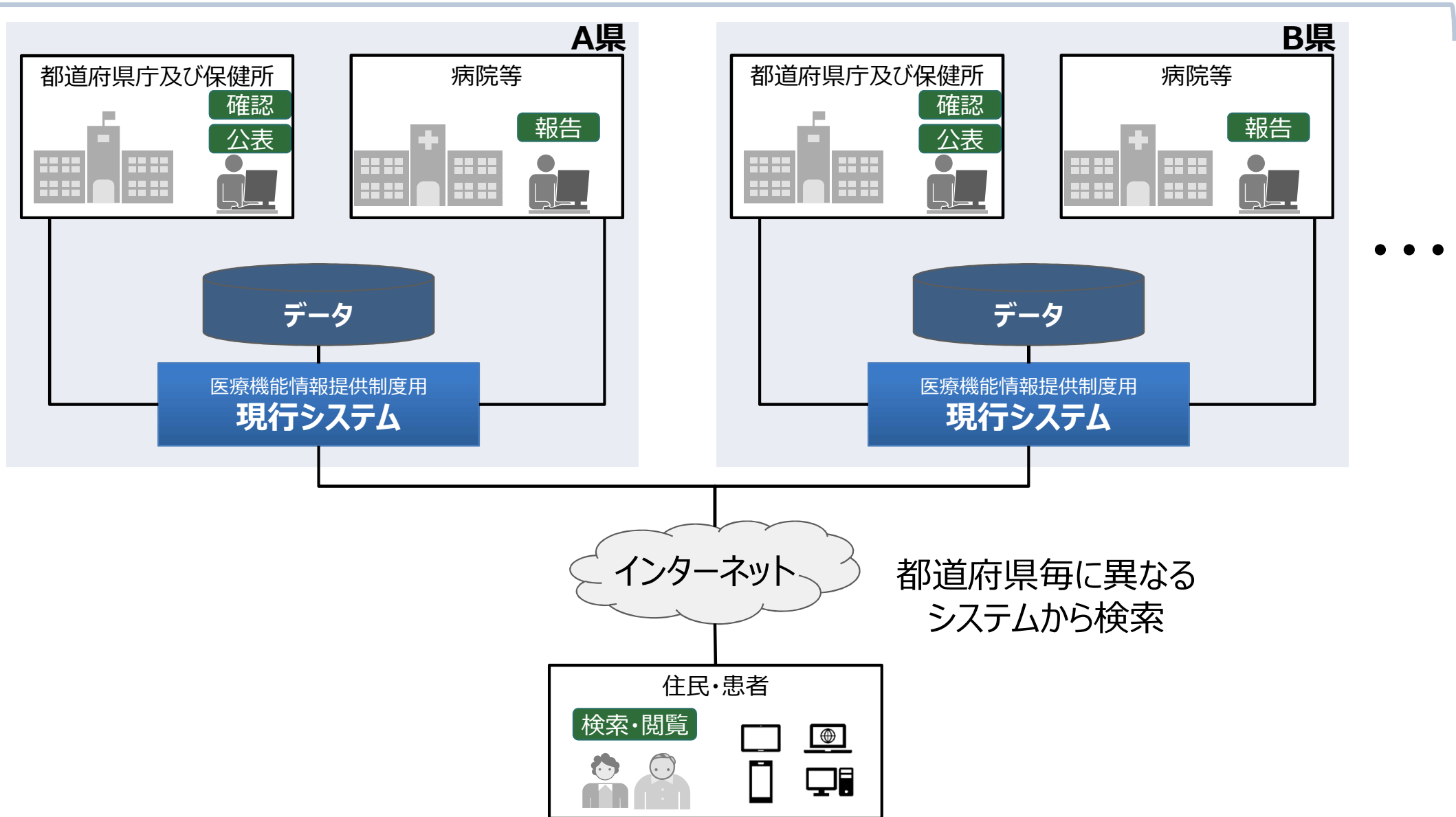
【今後の方針】

医療機能情報提供制度の新システムへの移行・運用については、令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（令和元年6月21日閣議決定）における2025年度までの取組の見通しの中で、医師の時間外労働上限規制が適用される2024年度を前に行う見通しとされている。

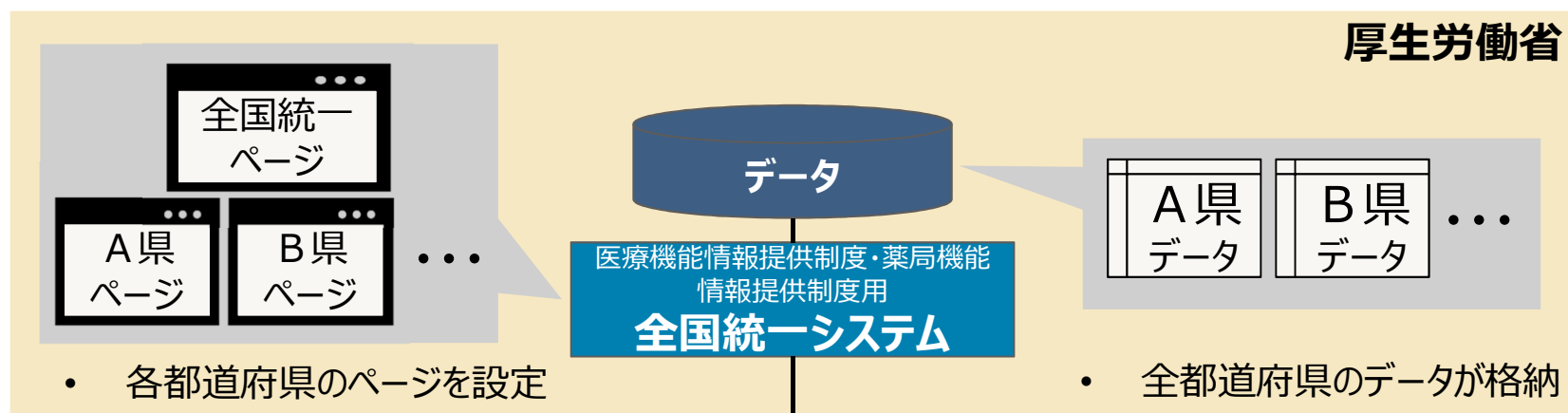
現行システムの概要

- 現在は、各都道府県において医療機能情報提供制度用のシステム（現行システム）が個別に運用されている状況である。

各都道府県において個別に運用



- 公表方法の標準化、システムの整備にかかる費用対効果等を踏まえ、全国統一システムでは、原則全ての都道府県の現行システム及びそのデータを集約する予定である。
- 都道府県庁及び保健所、病院等は、全国統一システムを利用して公表・公表に係る業務を実施することを想定している。



- 各都道府県のページを設定
- 都道府県庁及び保健所、病院等は全国統一システムを利用して公表・公表に係る業務を実施
- 公表・公表に係る業務は、現状と同様に都道府県庁及び保健所が担当

- 全国統一システムから検索

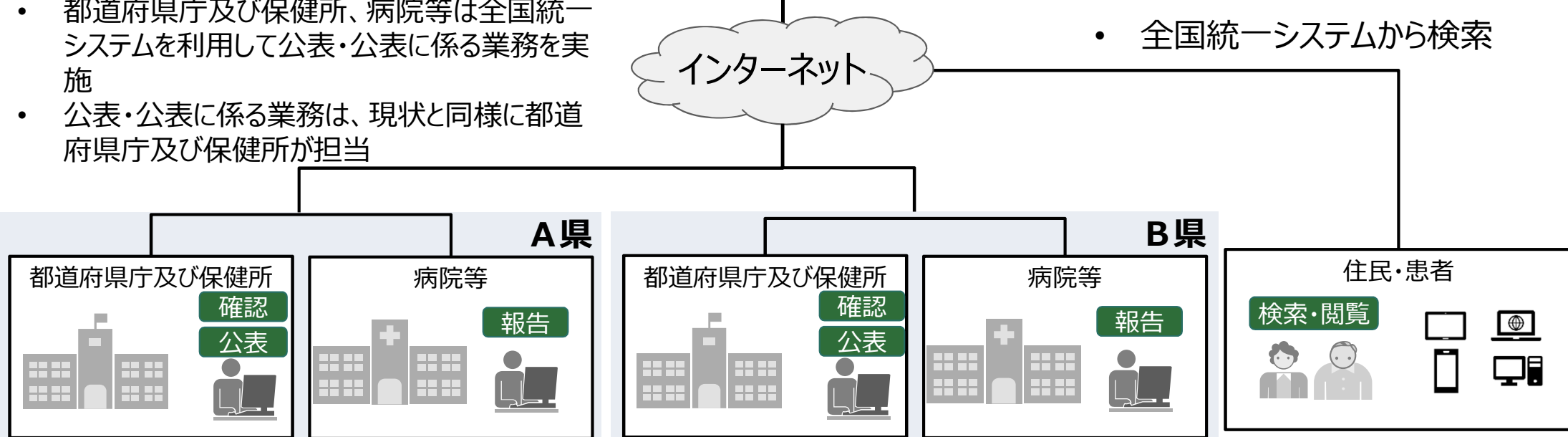


図 全国統一システムによる制度運用イメージ

全国統一システムの構築に向けた検討結果概要

【厚生労働省「全国医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る調査研究」（令和元年度／令和2年度）】

全国統一システムにおける基本方針

報告する
病院等の
負担軽減

- 各都道府県、病院等の業務負担をできる限り減らすことが可能な業務フローを「想定する業務フロー」として設定した上で、現行システムにおいて都道府県が実施している業務（医療機能情報提供制度に関する業務）は、全国統一システム稼働後も、基本的に実施可能とする。
- 医療機能情報提供制度において報告が求められている「対応可能な疾患・治療内容」のうち、実施件数の報告が求められている項目について、NDB集計値を用いて事前入力する。
- 病院等から行政への報告について、各種調査が集約される想定である共通基盤（G-MIS）において医療機能情報提供制度の報告を可能とする。

正確な情報の
報告・管理

- 全国統一システムにおいて、住民・患者が閲覧する情報の時点が統一されていることが望ましいことから、病院等からの報告時期は、原則として全国で統一する。
- 全国統一システムにおいて、省令・告示が定める公表項目の選択肢等については標準化する。
- 多くの都道府県において独自項目として設定されていた「難病」については、国が定める指定難病（333疾病）を、標準的な独自項目として設定可能とする。

各地域の独自
性を活かす
情報提供

- 省令・告示で定める公表項目とは別に、各都道府県が設定している独自項目は、可能な限り標準的な項目に統合の上、都道府県別に設定できることとする。
- 都道府県個別画面（検索画面）において、統一システムで用意する検索機能・検索条件の中から、都道府県が表示する検索機能・検索条件を選択可能とする。

全国統一システムの構築に向けた検討結果概要

【厚生労働省「全国医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る調査研究」（令和元年度／令和2年度）】

全国統一システムにおける基本方針

わかりやすい 情報提供

- 定点的な周知の場所・タイミング（定期健診、転入の際等）を設定することや、SNS等の身近なメディアを介した周知を取り入れることで、住民・患者が本制度を認知するきっかけとなる機会を提供する方策を検討する。
- 住民・患者の利便性向上の観点から、**見やすい画面デザイン、定期的なSEO※対策等**を検討する。
- 全国統一システム運用開始後は、**認知度・利用率向上方策を、定量的・定性的に把握、分析することで、更なる機能改善を進める。**
- 日本語で利用できる機能を、**外国語でも同様に利用可能とする**方針で外国語ページを整備する。対象言語は英語、中国語（繁体、簡体）、韓国語を想定している。詳細は、コストとの関係を踏まえて検討する。
- 住民・患者向けに公表されているデータに関しては、オープンデータとしての提供可能性について検討する。

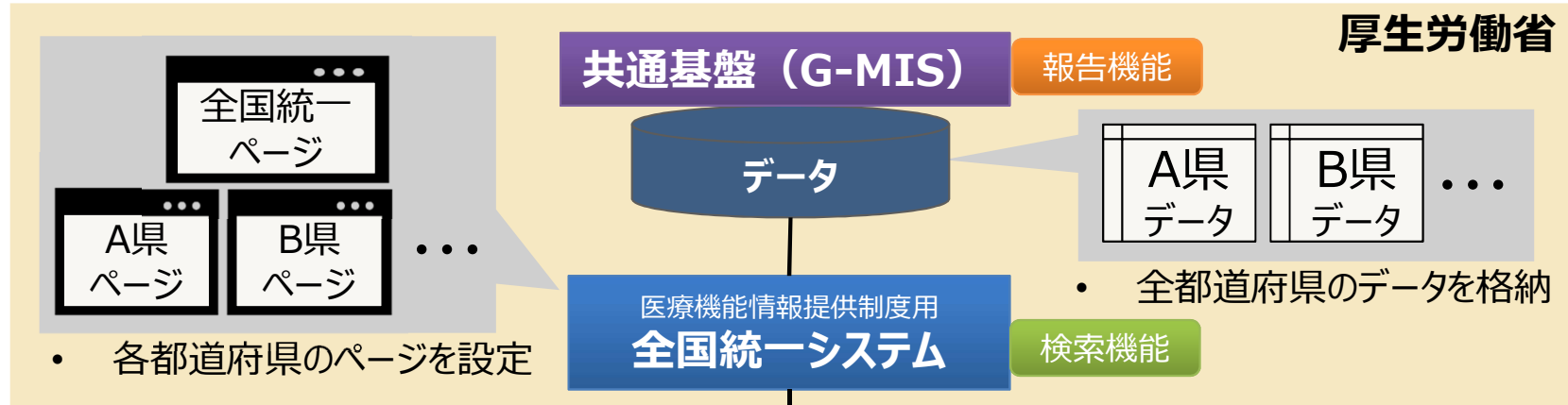
その他

- 「医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報」を、正確に、わかりやすく提供することが当該制度の目的である。「受療行動の支援」については、当該システムにおけるサービス・機能を拡充するのみではなく、他の行政サービス（#7119、#8000等）や遠隔健康医療相談サイト等の民間サービスに対し、**一定の利用規約への同意の上での申請、行政側での利用目的の確認を行った上で利用可能とする方針**とする。

※SEO（Search Engine Optimization） … 特定のキーワードで検索を行った際に特定のウェブページが上位に表示されるよう、ウェブサイトの構成を調整すること。

構築する全国統一システムのイメージ

- 全国統一システムでは、原則全ての都道府県の現行システム及びそのデータを集約する。
 - **報告に係る機能を「共通基盤 (G-MIS)」が、住民・患者等に公開する機能 (検索用Webサイト)を「全国統一システム」がそれぞれ担う。**
 - G-MISを活用した報告により、病院等の報告負担軽減が期待される。
- 都道府県庁及び保健所、病院等は、全国統一システムを利用して公表・公表に係る業務を実施。



- 都道府県庁及び保健所、病院等は全国統一システムを利用して公表・公表に係る業務を実施
- 公表・公表に係る業務は、現状と同様に都道府県庁及び保健所が担当

- 全国統一システムから検索



(参考) G-MISの概要と特徴

医療機関等情報支援システム (G-MIS*)

* Gathering Medical Information System

【事業概要】

- 新型コロナウイルス感染症対策として、全国の医療機関の医療体制関連情報を迅速に収集するために、令和2年度一次補正予算、二次補正による開発・運用以降、G-MISはレムデシビル投与対象患者数やマスク等の緊急配付要望の把握等、病院への支援につなげるため活用されている。
- 今後も、感染症対策のみならず、地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援に資するシステムとして、調査のプラットフォームとして運用していく。

【医療機能情報提供制度におけるG-MIS活用の考え方】

- G-MISは、集計が容易、都道府県が加工・集計可能、即時性のある調査が可能、個人情報保有しないという特徴があり、当該機能にマッチする調査が実施されている。
- 現在多くの医療機関で利用され、データの蓄積も可能なG-MISを用いてデータを収集を行うことが、医療機関・都道府県にとって利便性が高い。

G-MISの概要

